

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務

契 約 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 \_\_\_\_\_ 円)

委 託 の 期 間 着 手 令和6年4月 \_\_日  
履行期限 令和7年3月31日

上記業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者 \_\_\_\_\_(以下「乙」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、「令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)をもって、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約保証金) (注:乙の契約保証金免除資格の有無により条文が異なる。)

(契約保証金が免除となる場合)

第2条 甲は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項各号の規定に該当する場合には、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金が免除とならない場合)

第2条 契約保証金は金 \_\_\_\_\_ 円とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらか

じめ、甲の承諾を得なければならない。

- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監視業務主任者の通知及び着手届の提出)

第5条 乙は、業務の実施について、自己に代わる責任者として監視業務主任者を定め、当該監視業務主任者の氏名を甲に書面で通知しなければならない。

- 2 乙は、この契約締結の日から7日以内に、着手届を甲に提出するものとする。

(監督員)

第6条 甲は、業務に関し自己に代わって監督又は指示する監督員を置くことができる。

- 2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、前条第1項に規定する監視業務主任者に対して必要な指示を与える等の職務を行う。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、必要あるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。
- 3 消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、月ごとの委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく不法投棄監視業務に係る報告書（月報、日報等）を添えて提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、提出された報告書について検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、報告書について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。
- 5 報告書の著作権は、甲に帰属する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、甲に当該月分の委託料の支払いを、以下の額のとおり請求することができる。

- (1) 4月 \_\_\_\_\_円 (うち消費税額\_\_\_\_\_円)
- (2) 5～12月毎 \_\_\_\_\_円 (うち消費税額\_\_\_\_\_円)
- (3) 1～2月毎 \_\_\_\_\_円 (うち消費税額\_\_\_\_\_円)
- (4) 3月 \_\_\_\_\_円 (うち消費税額\_\_\_\_\_円)

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(名義変更の届出)

第10条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他これに類する書面を添えて、その旨を甲に届けなければならない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第11条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第12条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。但し、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責に帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第13条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期間後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第7条及び第11条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）とする。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了しないとき又は業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 第3条又は前条の規定に違反したとき。
- (4) 警備業法その他の関係法令に違反し、営業の全部又は一部の廃止又は停止等の措置がとられたとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条においては「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料

- の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

#### （談合による損害賠償）

第16条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

#### （報告の徴収等）

第17条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行について調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、甲からの業務の履行について調査、報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

#### （個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 6年 4月 \_\_日

甲 福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が

子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### （労働者派遣契約）

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### （損害賠償）

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

#### （契約解除）

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。